



県 章

滋賀県公報

平成 30 年 (2018 年)
3 月 16 日
第 4 4 2 9 号
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次 (※印は、県例規集に登載するもの)

訓 令	
○ 教育委員会教育長訓令	
警察本部訓令	
※滋賀県教育振興基本計画推進本部設置規程の廃止 (教育総務課)	1
※滋賀県生涯学習推進本部設置規程の廃止 (生涯学習課)	2
告 示	
保安林予定森林の通知 (森林保全課)	2
通知の相手方が知れない保安林予定森林の通知に係る掲示の要旨 (森林保全課)	3
救急病院等を定める省令第 1 条第 1 項に規定する救急病院 (医療政策課)	3
漁船損害等補償法の規定による同意を求めるための届出 (水産課)	4
道路区域の変更 (道路課)	4
道路の供用開始 (道路課)	5
土砂災害警戒区域の指定 (砂防課)	5
土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課)	8
土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課)	8
土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課)	11
都市計画事業の変更の認可 (都市計画課)	11
公 告	
大規模小売店舗の変更の届出の公告 (中小企業支援課)	11
争議行為の通知公告 (労働雇用政策課)	12
平成29年度後期技能検定合格者公告 (労働雇用政策課)	13
健康福祉事務所告示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (東近江) ..	25
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 (東近江)	25
県 税 事 務 所 公 告	
軽油引取税免税証無効公告 (中部)	26
軽油引取税免税証軽油使用者証無効公告 (中部)	26

訓 令 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令 警 察 本 部 訓 令

滋賀県訓令第 6 号

滋賀県教育委員会教育長訓令第 4 号

滋賀県警察本部訓令第 9 号

滋賀県教育振興基本計画推進本部設置規程 (平成20年滋賀県訓令第30号、滋賀県教育委員会教育長訓令第16号、滋賀県警察本部訓令第18号) は、平成30年 3 月31日限り廃止する。

平成30年 3 月16日

滋賀県知事	三 日 月	大 造
滋賀県教育委員会教育長	青 木	洋
滋賀県警察本部長	鎌 田	徹 郎

滋賀県訓令第7号

滋賀県教育委員会教育長訓令第5号

滋賀県警察本部訓令第10号

滋賀県生涯学習推進本部設置規程(平成2年滋賀県訓令第17号、滋賀県教育委員会教育長訓令第4号、滋賀県警察本部訓令第8号)は、平成30年3月31日限り廃止する。

平成30年3月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造
 滋賀県教育委員会教育長 青 木 洋
 滋賀県警察本部長 鎌 田 徹 郎

告 示

滋賀県告示第92号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年3月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 保安林予定森林の所在場所 栗東市観音寺字端ヶ谷5
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および栗東市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第93号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年3月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 保安林予定森林の所在場所 甲賀市信楽町中野字北垣外179
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第94号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年 3月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 保安林予定森林の所在場所 東近江市九居瀬町字愛知懸17、字岩谷706、900
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および東近江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

滋賀県告示第95号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年 3月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 保安林予定森林の所在場所 高島市朽木雲洞谷字西山1037- 1、1037- 2、1041、1041- 1、1042- 1 から1042- 3まで、1042- 5 ^{かん}
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および高島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

滋賀県告示第96号

平成29年滋賀県告示第238号で告示した保安林予定森林の通知について、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を多賀町役場の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年 3月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 保安林予定森林のうち通知の相手方が知れない森林の所在場所 犬上郡多賀町大字河内字奥山743-158
- 2 通知の内容の要旨 平成29年滋賀県告示第238号のとおり

滋賀県告示第97号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき申出のあった次の病院は、同項に規定する救急病院である。

平成30年 3月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

医療機関の名称	開設者	所在地	認定期限
社会医療法人誠光会草津総合病院	社会医療法人誠光会	草津市矢橋町1660番地	平成33. 3. 31

医療法人社団昴会日野記念病院

医療法人社団昴会

蒲生郡日野町上野田200番地1

平成33.3.31

滋賀県告示第98号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めため、漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公示するとともに、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成30年3月16日

滋賀県知事 三日月 大造

1 届出事項

発起人の住所および氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
草津市北山田町843-1 横江久吉	滋賀県山田加入区	山田漁業協同組合
草津市北山田町1320-24 横江元康		
草津市北山田町807-2 横江次郎		

2 指定漁船調書の縦覧

縦覧期間	縦覧場所
平成30年3月16日から 平成30年3月30日まで	滋賀県農政水産部水産課

(山田漁業協同組合においても、指定漁船調書を閲覧することができる。)

滋賀県告示第99号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、平成30年3月16日から平成30年3月30日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月16日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	大津能登川長浜線	東近江市伊庭町字南高岸252番67地先から	変更後	最小 18.0m } 最大 21.2m	242.0m	都市計画街路事業(現道拡幅)に伴う道路区域の変更
		東近江市山路町字平井316番8地先まで	変更前	最小 8.1m } 最大 17.8m	242.0m	
			東近江市上羽田町字西山3275番1地先から	変更後	最小 11.7m } 最大	116.7m

土山蒲生近江八幡線	東近江市上羽田町字西山3304番地先まで		12.3m	
		変更前	最小 10.2m } 最大 11.1m	116.7m

滋賀県告示第100号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、平成30年3月16日から平成30年3月30日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月16日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
土山蒲生近江八幡線	東近江市上羽田町字西山3275番1地先から 東近江市上羽田町字西山3304番地先まで	平成30.3.16	L=116.7m

滋賀県告示第101号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年3月16日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
石山外畑__4 I-1900	大津市石山外畑町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
外畑__5 I-1102	大津市石山外畑町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
外畑__6 I-1103	大津市石山外畑町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石山千町__1 II-1184	大津市石山千町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
外畑__8 III-1220	大津市石山外畑町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南郷__4 II-1284	大津市南郷五丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南郷__5 II-1285	大津市南郷五丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南郷__6 III-1221	大津市南郷五丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南郷__7 II-1286	大津市南郷五丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南郷__8 II-1287	大津市南郷四丁目・南郷五丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南郷__2 I-1893	大津市南郷四丁目・南郷五丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南郷__10 II-1288	大津市南郷六丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南郷__13 II-1289	大津市石山南郷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南郷__14 II-1290	大津市南郷六丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石山南郷町__2 II-1194	大津市石山南郷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南郷__15 II-1294	大津市石山南郷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南郷__16 II-1291	大津市石山南郷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上山__1 II-1292	大津市南郷上山町・南郷四丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石山__2 III-1216	大津市石山寺一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石山__9 II-1278	大津市石山寺二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石山__11 II-1279	大津市石山寺二丁目・石山寺四丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石山__13 I-1097	大津市石山寺辺町・大平一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

石山__14 Ⅲ-1217	大津市大平一丁目・石山寺辺町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石山__18 I-1099	大津市平津二丁目・石山寺辺町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石山__19 Ⅲ-1218	大津市平津二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石山千町__2 Ⅱ-1183	大津市石山千町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
千町__1 Ⅲ-1219	大津市石山千町・石山寺辺町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
内畑__9 Ⅱ-1280	大津市石山内畑町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤尾__2 Ⅱ-1281	大津市赤尾町・千町二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤尾__3 I-1101	大津市赤尾町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
千町__2 Ⅱ-1282	大津市千町二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
千町__3 Ⅱ-1283	大津市千町二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大江__1 Ⅲ-1223	大津市大江三丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石山__17 I-1098	大津市大平二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上田上桐生町__1 I-1842	大津市桐生一丁目・上田上桐生町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上田上桐生町__11 Ⅲ-1224	大津市桐生一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上田上桐生町__4 I-1852	大津市桐生一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上田上桐生町__9 Ⅱ-1157	大津市桐生一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上田上桐生町__13 Ⅱ-1158	大津市桐生一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上田上桐生町__12 Ⅲ-1225	大津市桐生一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上田上桐生町__20 Ⅲ-1226	大津市桐生一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上田上桐生町__21 Ⅲ-1227	大津市桐生二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上田上桐生町__22 Ⅲ-1228	大津市桐生三丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松が丘__1 Ⅲ-1229	大津市松が丘三丁目・平野二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松が丘__2 Ⅲ-1230	大津市松が丘一丁目・松が丘四丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松が丘__3 Ⅲ-1231	大津市松が丘四丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松が丘__4 Ⅲ-1232	大津市松が丘四丁目・松が丘五丁目・松が丘六丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上田上桐生町__10 Ⅱ-1159	大津市上田上平野町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上田上桐生町__23 Ⅲ-1233	大津市上田上平野町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上田上桐生町__6 Ⅱ-1152	大津市桐生三丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上田上桐生町__2 I-1850	大津市上田上桐生町・桐生二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
外畑__7 I-1104	大津市石山外畑町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上田上桐生町__7 Ⅱ-1155	大津市平野三丁目・桐生三丁目・上田上平野町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神領__3 Ⅲ-1222	大津市大江八丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬田大江町__1 Ⅱ-1305	大津市瀬田大江町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬田大江町__2 I-1158	大津市瀬田大江町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大江__2 Ⅱ-1306	大津市大江五丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一里山__1 Ⅱ-1307	大津市一里山一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一里山__2 I-1159	大津市一里山五丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松陽__1 Ⅱ-1308	大津市松陽三丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神領__5 I-1160	大津市神領二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神領__4 Ⅱ-1309	大津市神領二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神領__6 I-1161	大津市神領三丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神領__7 I-1162	大津市神領三丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神領__8 I-1163	大津市神領三丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬田__9 Ⅱ-1310	大津市瀬田三丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬田__8 Ⅱ-1162	大津市瀬田四丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

瀬田__10 II-1311	大津市瀬田四丁目・瀬田五丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬田__12 I-1164	大津市瀬田五丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬田__11 II-1312	大津市瀬田五丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬田__3 I-1869	大津市瀬田五丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬田__5 I-1872	大津市瀬田五丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬田__6 I-1873	大津市瀬田五丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上田上桐生町__24 I-1084	大津市上田上桐生町・桐生一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
外畑② I-1083	大津市石山外畑町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
内畑__8 I-1100	大津市石山内畑町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南郷__3 II-1293	大津市南郷二丁目・南郷三丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石山内畑__3 I-1899	大津市石山内畑町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
内畑__7 I-1105	大津市石山内畑町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬田川支流__13 1201238	大津市瀬田五丁目	次の図のとおり	土石流
多羅川支流__2 1201239	大津市石山寺辺町	次の図のとおり	土石流
瀬田川支流__14 3201014	大津市石山寺一丁目	次の図のとおり	土石流
瀬田川支流__15 3201015	大津市石山寺一丁目	次の図のとおり	土石流
瀬田川支流__16 3201016	大津市石山寺一丁目	次の図のとおり	土石流
多羅川支流 1201127	大津市大平一丁目・石山寺辺町	次の図のとおり	土石流
草津川支流 1201134	大津市上田上桐生町・桐生一丁目	次の図のとおり	土石流
草津川支流__2 1201135	大津市上田上桐生町	次の図のとおり	土石流
草津川支流__6 1201136	大津市上田上桐生町・桐生一丁目	次の図のとおり	土石流
草津川 1201139	大津市上田上桐生町	次の図のとおり	土石流
草津川__2 2201316	大津市上田上桐生町	次の図のとおり	土石流
草津川支流__5 3201017	大津市上田上桐生町・桐生二丁目	次の図のとおり	土石流
草津川支流__3 3201293	大津市上田上桐生町	次の図のとおり	土石流
草津川支流__4 1201240	大津市桐生一丁目	次の図のとおり	土石流
谷川支流 1201241	大津市上田上桐生町・桐生一丁目	次の図のとおり	土石流
谷川支流__2 1201242	大津市上田上桐生町・桐生一丁目	次の図のとおり	土石流
信楽川支流 1201187	大津市石山外畑町	次の図のとおり	土石流
味川 1201178	大津市南郷五丁目・南郷六丁目・石山南郷町	次の図のとおり	土石流
瀬田川支流 1201179	大津市南郷六丁目	次の図のとおり	土石流
瀬田川支流 1201208	大津市石山外畑町	次の図のとおり	土石流
白洲川 2201262	大津市石山外畑町	次の図のとおり	土石流
瀬田川支流 2201258	大津市石山南郷町・南郷六丁目	次の図のとおり	土石流
瀬田川 3201304	大津市石山外畑町	次の図のとおり	土石流
瀬田川 3201305	大津市石山外畑町	次の図のとおり	土石流
瀬田川支流__11 1201385	大津市石山外畑町	次の図のとおり	土石流
瀬田川支流__12 2201317	大津市石山外畑町	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県大津土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第102号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年3月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
黒田川支流 1461045	米原市菅江	次の図のとおり	土石流
黒田川支流 1461046	米原市菅江	次の図のとおり	土石流
梓川支流 1461047	米原市梓河内	次の図のとおり	土石流
仏返川 1461013	米原市梓河内	次の図のとおり	土石流
米原⑧ II-6822	米原市米原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県長浜土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第103号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により平成19年滋賀県告示第200号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

平成30年3月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定を解除する区域の名称	指定を解除する区域の所在地	指定を解除する区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
外畑② I-1083	大津市石山外畑町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県大津土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第104号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年3月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
石山外畑__4 I-1900	大津市石山外畑町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
外畑__5 I-1102	大津市石山外畑町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
外畑__6 I-1103	大津市石山外畑町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石山千町__1 II-1184	大津市石山千町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
外畑__8 III-1220	大津市石山外畑町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南郷__5 II-1285	大津市南郷五丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南郷__6 III-1221	大津市南郷五丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南郷__7 II-1286	大津市南郷五丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南郷__10 II-1288	大津市南郷六丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南郷__13 II-1289	大津市石山南郷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南郷__14 II-1290	大津市南郷六丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石山南郷町__2 II-1194	大津市石山南郷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南郷__15 II-1294	大津市石山南郷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南郷__16 II-1291	大津市石山南郷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石山__2 III-1216	大津市石山寺一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石山__11 II-1279	大津市石山寺二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

	石山寺四丁目			
石山__13 I-1097	大津市石山寺辺町・大平一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石山__14 III-1217	大津市石山寺辺町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石山__18 I-1099	大津市平津二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
千町__1 III-1219	大津市石山寺辺町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大江__1 III-1223	大津市大江三丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石山__17 I-1098	大津市大平二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上田上桐生町__1 I-1842	大津市桐生一丁目・上田上桐生町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上田上桐生町__11 III-1224	大津市桐生一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上田上桐生町__4 I-1852	大津市桐生一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上田上桐生町__9 II-1157	大津市桐生一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上田上桐生町__13 II-1158	大津市桐生一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上田上桐生町__12 III-1225	大津市桐生一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上田上桐生町__20 III-1226	大津市桐生一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上田上桐生町__21 III-1227	大津市桐生二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上田上桐生町__22 III-1228	大津市桐生三丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松が丘__2 III-1230	大津市松が丘一丁目・松が丘四丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松が丘__3 III-1231	大津市松が丘四丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松が丘__4 III-1232	大津市松が丘四丁目・松が丘六丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上田上桐生町__10 II-1159	大津市上田上平野町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上田上桐生町__23 III-1233	大津市上田上平野町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上田上桐生町__6 II-1152	大津市桐生三丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上田上桐生町__2 I-1850	大津市上田上桐生町・桐生二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上田上桐生町__7 II-1155	大津市平野三丁目・桐生三丁目・上田上平野町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大江__2 II-1306	大津市大江五丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
一里山__2 I-1159	大津市一里山五丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神領__5 I-1160	大津市神領二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神領__6 I-1161	大津市神領三丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神領__7 I-1162	大津市神領三丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神領__8 I-1163	大津市神領三丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
瀬田__9 II-1310	大津市瀬田三丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

瀬田__8 II-1162	大津市瀬田四丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
瀬田__12 I-1164	大津市瀬田五丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
瀬田__11 II-1312	大津市瀬田五丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
瀬田__3 I-1869	大津市瀬田五丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
瀬田__5 I-1872	大津市瀬田五丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
瀬田__6 I-1873	大津市瀬田五丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上田上桐生町__24 I-1084	大津市上田上桐生町・ 桐生一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
外畑② I-1083	大津市石山外畑町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
内畑__8 I-1100	大津市石山内畑町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南郷__3 II-1293	大津市南郷二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石山内畑__3 I-1899	大津市石山内畑町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
内畑__7 I-1105	大津市石山内畑町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
多羅川支流__2 1201239	大津市石山寺辺町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
瀬田川支流__14 3201014	大津市石山寺一丁目	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
瀬田川支流__15 3201015	大津市石山寺一丁目	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
多羅川支流 1201127	大津市石山寺辺町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
草津川支流 1201134	大津市上田上桐生町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
草津川支流__2 1201135	大津市上田上桐生町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
草津川支流__6 1201136	大津市上田上桐生町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
草津川 1201139	大津市上田上桐生町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
草津川__2 2201316	大津市上田上桐生町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
草津川支流__4 1201240	大津市桐生一丁目	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
谷川支流__2 1201242	大津市上田上桐生町・ 桐生一丁目	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
味川 1201178	大津市南郷六丁目・石 山南郷町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
瀬田川支流 1201179	大津市南郷六丁目	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
瀬田川支流 1201208	大津市石山外畑町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
白洲川 2201262	大津市石山外畑町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
瀬田川支流 2201258	大津市石山南郷町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
瀬田川 3201304	大津市石山外畑町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
瀬田川 3201305	大津市石山外畑町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
瀬田川支流__11 1201385	大津市石山外畑町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
瀬田川支流__12 2201317	大津市石山外畑町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県大津土木事務所および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第105号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に

より、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年3月16日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
米原⑧ II-6822	米原市米原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県長浜土木事務所および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第106号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成19年滋賀県告示第206号で指定した土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

平成30年3月16日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する区域の名称	指定を解除する区域の所在地	指定を解除する区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
外畑② I-1083	大津市石山外畑町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県大津土木事務所および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第107号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成23年滋賀県告示第244号で認可した近江八幡八日市都市計画道路事業の事業計画の変更を平成30年3月16日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成30年3月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施行者の名称 東近江市
- 2 都市計画事業の種類および名称 近江八幡八日市都市計画道路3・3・2号小今建部上中線
- 3 事業施行期間 平成23年4月25日から平成35年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第1号および第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成30年3月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ケーズデンキ長浜店 長浜市十里町字一ノ坪1番ほか12筆
- 2 変更した事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称)河道観光ショッピングセンター 長浜市十里町字一ノ坪1番ほか12筆
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社関西ケーズデンキ 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号 代表取締役 山崎孝夫
 - (2) 変更後

- ア 大規模小売店舗の名称および所在地 ケーズデンキ長浜店 長浜市十里町字一ノ坪1番ほか12筆
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社関西ケーズデンキ 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号 代表取締役 杉本正彦
- 3 変更年月日 アについては平成19年12月6日、イについては平成26年6月23日
4 変更の理由 店名および代表者の変更のため
5 届出年月日 平成30年2月28日
6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
(1) 縦覧場所
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町632番地
(2) 縦覧期間 平成30年3月16日から平成30年7月17日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
(1) 提出期限 平成30年7月17日
(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。
平成30年3月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ケーズデンキ長浜店 長浜市十里町字一ノ坪1番ほか12筆
2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社河道観光 京都府京都市伏見区竹田久保町1番地 代表取締役 河本文子
- 3 変更しようとする事項
(1) 変更前
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 10時から21時まで
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 9時30分から21時30分まで
(2) 変更後
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 8時から22時まで
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 7時30分から22時30分まで
- 4 変更年月日 平成30年3月20日
5 変更の理由 テナントの営業施策のため
6 届出年月日 平成30年2月28日
7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
(1) 縦覧場所
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町632番地
(2) 縦覧期間 平成30年3月16日から平成30年7月17日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
(1) 提出期限 平成30年7月17日
(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

争議行為の通知公告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、大津赤十字病院労働組合執行委員長 中小路貴子から平成30年3月7日付けで2018年春闘(職場)要求に関し争議行為を行う旨の通知があったから、次のとおり公表する。

平成30年3月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 事件 大津赤十字病院および日本赤十字社と大津赤十字病院労働組合との間における争議行為
- 2 日時 平成30年3月18日以降要求貫徹に至るまでの期間
- 3 場所 大津赤十字病院の構内または職場
- 4 概要 あらゆる形の争議行為を実施する。

平成29年度後期技能検定合格者公告

平成29年度後期技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成30年3月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

特級

検定職種	受検番号	技能士番号
鋳造	B0001	17-特-003-25-0001
機械加工	A 甲 0003	17-特-006-25-0001
	A 甲 0005	17-特-006-25-0002
放電加工	B0001	17-特-095-25-0001
工場板金	A 甲 0001	17-特-123-25-0001
電気機器組立て	A 甲 0001	17-特-016-25-0001
	B0004	17-特-016-25-0002
空気圧装置組立て	A 甲 0001	17-特-142-25-0001
	A 甲 0002	17-特-142-25-0002
建設機械整備	A 甲 0002	17-特-068-25-0001
プラスチック成形	B0001	17-特-037-25-0001

1級

検定職種	作業	受検番号	技能士番号
鍛造	プレス型鍛造	A 甲 0001	17-1-004-25-0003
		A 甲 0002	17-1-004-25-0004
		A 甲 0003	17-1-004-25-0005
		A 甲 0004	17-1-004-25-0006
		A 甲 0005	17-1-004-25-0007
金型製作	プレス金型製作	B0001	17-1-114-25-0001
工場板金	機械板金	B0001	17-1-123-25-0001
		C0005	17-1-123-25-0002
		C0006	17-1-123-25-0003
		C0008	17-1-123-25-0004
	数値制御タレットパンチプレス板金	A 甲 0001	17-1-123-25-0005
		A 甲 0002	17-1-123-25-0006
機械検査	機械検査	A 甲 0001	17-1-013-25-0001
		A 甲 0002	17-1-013-25-0002
		A 甲 0004	17-1-013-25-0003
		A 甲 0005	17-1-013-25-0004
		A 甲 0006	17-1-013-25-0005
		A 甲 0020	17-1-013-25-0006
		B0002	17-1-013-25-0007
		C0009	17-1-013-25-0008
		C0010	17-1-013-25-0009
		C0015	17-1-013-25-0010
電気機器組立て	シーケンス制御	C0002	17-1-016-25-0002
プリント配線板製造	プリント配線板製造	A 甲 0001	17-1-162-25-0001
		A 甲 0002	17-1-162-25-0002

自動販売機調整	自動販売機調整	C0001	17-1-097-25-0001
		C0003	17-1-097-25-0002
時計修理	時計修理	A 甲 0001	17-1-019-25-0001
内燃機関組立て	量産形内燃機関組立て	A 甲 0001	17-1-067-25-0001
		A 甲 0002	17-1-067-25-0002
		A 甲 0004	17-1-067-25-0003
		A 甲 0006	17-1-067-25-0004
		A 甲 0007	17-1-067-25-0005
		A 甲 0010	17-1-067-25-0006
		A 甲 0011	17-1-067-25-0007
		A 甲 0014	17-1-067-25-0008
		A 甲 0015	17-1-067-25-0009
		A 甲 0016	17-1-067-25-0010
		A 甲 0018	17-1-067-25-0011
		A 甲 0019	17-1-067-25-0012
		A 甲 0021	17-1-067-25-0013
		A 甲 0022	17-1-067-25-0014
		A 甲 0023	17-1-067-25-0015
		B0001	17-1-067-25-0016
		B0002	17-1-067-25-0017
		C0002	17-1-067-25-0018
		C0003	17-1-067-25-0019
		空気圧装置組立て	空気圧装置組立て
A 甲 0002	17-1-142-25-0002		
A 甲 0003	17-1-142-25-0003		
A 甲 0004	17-1-142-25-0004		
A 甲 0005	17-1-142-25-0005		
A 甲 0006	17-1-142-25-0006		
A 甲 0007	17-1-142-25-0007		
A 甲 0008	17-1-142-25-0008		
A 甲 0009	17-1-142-25-0009		
A 甲 0014	17-1-142-25-0010		
A 甲 0015	17-1-142-25-0011		
A 甲 0016	17-1-142-25-0012		
C0002	17-1-142-25-0013		
C0003	17-1-142-25-0014		
C0004	17-1-142-25-0015		
C0005	17-1-142-25-0016		
油圧装置調整	油圧装置調整	A 甲 0001	17-1-084-25-0001
		A 甲 0003	17-1-084-25-0002
		A 甲 0004	17-1-084-25-0003
		A 甲 0005	17-1-084-25-0004
		A 甲 0006	17-1-084-25-0005
		A 甲 0006	17-1-084-25-0005
農業機械整備	農業機械整備	A 甲 0001	17-1-077-25-0001
		A 甲 0006	17-1-077-25-0002
		A 甲 0007	17-1-077-25-0003
		A 甲 0008	17-1-077-25-0004
		A 甲 0010	17-1-077-25-0005

		A 甲 0012	17-1-077-25-0006
		A 甲 0014	17-1-077-25-0007
		B0001	17-1-077-25-0008
		B0002	17-1-077-25-0009
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工	A 甲 0001	17-1-069-25-0001
		B0002	17-1-069-25-0002
石材施工	石材加工	A 甲 0001	17-1-150-25-0003
		C0001	17-1-150-25-0004
		C0002	17-1-150-25-0005
菓子製造	洋菓子製造	A 甲 0002	17-1-151-25-0001
		A 甲 0003	17-1-151-25-0002
	和菓子製造	A 甲 0001	17-1-151-25-0003
		A 甲 0002	17-1-151-25-0004
		A 甲 0004	17-1-151-25-0005
建築大工	大工工事	A 甲 0002	17-1-038-25-0001
		C0004	17-1-038-25-0002
		C0005	17-1-038-25-0003
かわらぶき	かわらぶき	A 甲 0002	17-1-039-25-0001
		A 甲 0004	17-1-039-25-0002
		A 甲 0005	17-1-039-25-0003
配管	建築配管	A 甲 0001	17-1-046-25-0001
		A 甲 0002	17-1-046-25-0002
		A 甲 0006	17-1-046-25-0003
		A 甲 0008	17-1-046-25-0004
		A 甲 0009	17-1-046-25-0005
		A 甲 0010	17-1-046-25-0006
鉄筋施工	鉄筋組立て	A 甲 0001	17-1-047-25-0001
		B0001	17-1-047-25-0002
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事	A 甲 0001	17-1-157-25-0001
		A 甲 0002	17-1-157-25-0002
		A 甲 0003	17-1-157-25-0003
ガラス施工	ガラス工事	A 甲 0001	17-1-050-25-0001
機械・プラント製図	機械製図CAD	A 甲 0002	17-1-052-25-0001
		A 甲 0005	17-1-052-25-0002
		A 甲 0007	17-1-052-25-0003
		A 甲 0010	17-1-052-25-0004
		A 甲 0013	17-1-052-25-0005
		A 甲 0017	17-1-052-25-0006
		A 甲 0023	17-1-052-25-0007
		B0001	17-1-052-25-0008
		C0002	17-1-052-25-0009
		C0003	17-1-052-25-0010
		C0004	17-1-052-25-0011
		C0005	17-1-052-25-0012
		C0009	17-1-052-25-0013
		C0010	17-1-052-25-0014
機械加工	普通旋盤	D0001	17-1-006-25-0038

2 級

検定職種	作業	受検番号	技能士番号	
鍛造	プレス型鍛造	A 甲 0001	17-2-004-25-0001	
		A 甲 0002	17-2-004-25-0002	
		A 甲 0004	17-2-004-25-0003	
		A 甲 0005	17-2-004-25-0004	
		A 甲 0006	17-2-004-25-0005	
		A 甲 0007	17-2-004-25-0006	
		A 甲 0008	17-2-004-25-0007	
		A 甲 0009	17-2-004-25-0008	
		C0001	17-2-004-25-0009	
		金型製作	プレス金型製作	A 甲 0001
工場板金	機械板金	A 甲 0002	17-2-123-25-0001	
		A 甲 0005	17-2-123-25-0002	
		A 甲 0006	17-2-123-25-0003	
		A 甲 0008	17-2-123-25-0004	
		A 甲 0010	17-2-123-25-0005	
		A 甲 0011	17-2-123-25-0006	
		C0001	17-2-123-25-0007	
		数値制御タレットパンチプレス板金	A 甲 0002	17-2-123-25-0008
			C0002	17-2-123-25-0009
	機械検査	機械検査	A 甲 0001	17-2-013-25-0002
A 甲 0003			17-2-013-25-0003	
A 甲 0005			17-2-013-25-0004	
A 甲 0009			17-2-013-25-0005	
A 甲 0010			17-2-013-25-0006	
A 甲 0011			17-2-013-25-0007	
A 甲 0013			17-2-013-25-0008	
A 甲 0018			17-2-013-25-0009	
A 甲 0020			17-2-013-25-0010	
A 甲 0021			17-2-013-25-0011	
A 甲 0022			17-2-013-25-0012	
A 甲 0025			17-2-013-25-0013	
A 甲 0033			17-2-013-25-0014	
A 甲 0034			17-2-013-25-0015	
A 甲 0037			17-2-013-25-0016	
A 甲 0038			17-2-013-25-0017	
A 甲 0039			17-2-013-25-0018	
A 甲 0040			17-2-013-25-0019	
A 甲 0056			17-2-013-25-0020	
A 甲 0058			17-2-013-25-0021	
A 甲 0060			17-2-013-25-0022	
A 甲 0061			17-2-013-25-0023	
A 甲 0062			17-2-013-25-0024	
A 甲 0063			17-2-013-25-0025	
B0001			17-2-013-25-0026	
C0004			17-2-013-25-0027	
C0005			17-2-013-25-0028	
C0006			17-2-013-25-0029	

		C0009	17-2-013-25-0030
		C0010	17-2-013-25-0031
		C0011	17-2-013-25-0032
		C0012	17-2-013-25-0033
		C0014	17-2-013-25-0034
		C0016	17-2-013-25-0035
		C0019	17-2-013-25-0036
		C0021	17-2-013-25-0037
		C0022	17-2-013-25-0038
		C0023	17-2-013-25-0039
		C0024	17-2-013-25-0040
		C0025	17-2-013-25-0041
電気機器組立て	シーケンス制御	A 甲 0001	17-2-016-25-0005
		A 甲 0002	17-2-016-25-0006
		A 甲 0003	17-2-016-25-0007
		A 甲 0007	17-2-016-25-0008
		A 甲 0008	17-2-016-25-0009
		A 甲 0011	17-2-016-25-0010
プリント配線板製造	プリント配線板設計	C0001	17-2-162-25-0001
		C0003	17-2-162-25-0002
自動販売機調整	自動販売機調整	A 甲 0005	17-2-097-25-0001
		A 甲 0011	17-2-097-25-0002
		C0005	17-2-097-25-0003
時計修理	時計修理	A 甲 0002	17-2-019-25-0001
		A 甲 0004	17-2-019-25-0002
		C0001	17-2-019-25-0003
内燃機関組立て	量産形内燃機関組立て	A 甲 0001	17-2-067-25-0001
		A 甲 0003	17-2-067-25-0002
		A 甲 0004	17-2-067-25-0003
		A 甲 0006	17-2-067-25-0004
		A 甲 0008	17-2-067-25-0005
		A 甲 0015	17-2-067-25-0006
		B0005	17-2-067-25-0007
		B0009	17-2-067-25-0008
		B0012	17-2-067-25-0009
		B0013	17-2-067-25-0010
		B0014	17-2-067-25-0011
		C0001	17-2-067-25-0012
		C0002	17-2-067-25-0013
		C0003	17-2-067-25-0014
		C0004	17-2-067-25-0015
空気圧装置組立て	空気圧装置組立て	A 甲 0001	17-2-142-25-0001
		A 甲 0002	17-2-142-25-0002
		A 甲 0005	17-2-142-25-0003
		A 甲 0006	17-2-142-25-0004
		A 甲 0007	17-2-142-25-0005
		A 甲 0008	17-2-142-25-0006
		A 甲 0013	17-2-142-25-0007

		A 甲 0017	17-2-142-25-0008
		A 甲 0018	17-2-142-25-0009
		A 甲 0019	17-2-142-25-0010
		A 甲 0020	17-2-142-25-0011
		A 甲 0021	17-2-142-25-0012
		A 甲 0022	17-2-142-25-0013
		A 甲 0024	17-2-142-25-0014
		A 甲 0025	17-2-142-25-0015
		A 甲 0026	17-2-142-25-0016
		A 甲 0028	17-2-142-25-0017
		A 甲 0035	17-2-142-25-0018
		A 甲 0036	17-2-142-25-0019
		A 甲 0037	17-2-142-25-0020
		A 甲 0038	17-2-142-25-0021
		A 甲 0040	17-2-142-25-0022
		A 甲 0043	17-2-142-25-0023
		A 甲 0049	17-2-142-25-0024
		A 甲 0052	17-2-142-25-0025
		A 甲 0053	17-2-142-25-0026
		A 甲 0056	17-2-142-25-0027
		A 甲 0058	17-2-142-25-0028
		B0001	17-2-142-25-0029
		C0001	17-2-142-25-0030
		C0002	17-2-142-25-0031
		C0004	17-2-142-25-0032
油圧装置調整	油圧装置調整	A 甲 0001	17-2-084-25-0001
		A 甲 0005	17-2-084-25-0002
		A 甲 0006	17-2-084-25-0003
		A 甲 0007	17-2-084-25-0004
		A 甲 0008	17-2-084-25-0005
		C0003	17-2-084-25-0006
農業機械整備	農業機械整備	A 甲 0001	17-2-077-25-0001
		A 甲 0003	17-2-077-25-0002
		A 甲 0004	17-2-077-25-0003
		A 甲 0008	17-2-077-25-0004
		A 甲 0009	17-2-077-25-0005
		A 甲 0011	17-2-077-25-0006
		A 甲 0012	17-2-077-25-0007
		A 甲 0013	17-2-077-25-0008
		A 甲 0016	17-2-077-25-0009
		A 甲 0017	17-2-077-25-0010
		A 甲 0019	17-2-077-25-0011
		A 甲 0020	17-2-077-25-0012
		A 甲 0021	17-2-077-25-0013
		A 甲 0022	17-2-077-25-0014
		A 甲 0023	17-2-077-25-0015
		A 甲 0024	17-2-077-25-0016
		A 甲 0025	17-2-077-25-0017

		B0001	17-2-077-25-0018
		B0003	17-2-077-25-0019
		B0004	17-2-077-25-0020
		C0001	17-2-077-25-0021
菓子製造	洋菓子製造	A 甲 0001	17-2-151-25-0001
		A 甲 0002	17-2-151-25-0002
		A 甲 0003	17-2-151-25-0003
		A 甲 0004	17-2-151-25-0004
		A 甲 0005	17-2-151-25-0005
		A 甲 0006	17-2-151-25-0006
		A 甲 0007	17-2-151-25-0007
		A 甲 0008	17-2-151-25-0008
		A 甲 0009	17-2-151-25-0009
			和菓子製造
建築大工	大工工事	A 甲 0007	17-2-038-25-0001
		A 甲 0016	17-2-038-25-0002
		A 甲 0019	17-2-038-25-0003
		C0004	17-2-038-25-0004
		C0005	17-2-038-25-0005
かわらぶき	かわらぶき	C0001	17-2-039-25-0001
		C0002	17-2-039-25-0002
		C0003	17-2-039-25-0003
配管	建築配管	B0001	17-2-046-25-0001
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事	B0002	17-2-157-25-0001
		C0001	17-2-157-25-0002
ガラス施工	ガラス工事	A 甲 0001	17-2-050-25-0001
機械・プラント製図	機械製図CAD	A 甲 0001	17-2-052-25-0005
		A 甲 0005	17-2-052-25-0006
		A 甲 0006	17-2-052-25-0007
		A 甲 0016	17-2-052-25-0008
		A 甲 0042	17-2-052-25-0009
		A 甲 0053	17-2-052-25-0010
		A 甲 0058	17-2-052-25-0011
		A 甲 0059	17-2-052-25-0012
		A 甲 0060	17-2-052-25-0013
		A 甲 0066	17-2-052-25-0014
		A 甲 0070	17-2-052-25-0015
		A 甲 0078	17-2-052-25-0016
		B0001	17-2-052-25-0017
		C0001	17-2-052-25-0018
		C0006	17-2-052-25-0019
		C0009	17-2-052-25-0020
		C0010	17-2-052-25-0021
		C0016	17-2-052-25-0022
		C0022	17-2-052-25-0023
		C0033	17-2-052-25-0024
		C0041	17-2-052-25-0025
		C0042	17-2-052-25-0026

		C0046	17-2-052-25-0027
		D0001	17-2-052-25-0028
		D0002	17-2-052-25-0029
金属材料試験	組織試験	A 甲 0004	17-2-075-25-0001
		A 甲 0008	17-2-075-25-0002
		A 甲 0010	17-2-075-25-0003
		C0003	17-2-075-25-0004
		C0004	17-2-075-25-0005
		C0005	17-2-075-25-0006
		C0006	17-2-075-25-0007
機械加工	普通旋盤	D0001	17-2-006-25-0075
仕上げ	機械組立仕上げ	D0001	17-2-012-25-0018

3 級

検定職種	作業	受検番号	技能士番号	
造園	造園工事	A 甲 0001	17-3-062-25-0014	
		A 甲 0002	17-3-062-25-0015	
		A 甲 0003	17-3-062-25-0016	
		A 甲 0004	17-3-062-25-0017	
		A 甲 0005	17-3-062-25-0018	
		A 甲 0006	17-3-062-25-0019	
		A 甲 0008	17-3-062-25-0020	
		A 甲 0009	17-3-062-25-0021	
		A 甲 0010	17-3-062-25-0022	
		A 甲 0011	17-3-062-25-0023	
		A 甲 0012	17-3-062-25-0024	
		A 甲 0013	17-3-062-25-0025	
		A 甲 0014	17-3-062-25-0026	
		A 甲 0015	17-3-062-25-0027	
		A 甲 0017	17-3-062-25-0028	
			B0001	17-3-062-25-0029
		機械加工	普通旋盤	A 甲 0001
A 甲 0002	17-3-006-25-0063			
A 甲 0003	17-3-006-25-0064			
A 甲 0004	17-3-006-25-0065			
A 甲 0005	17-3-006-25-0066			
A 甲 0006	17-3-006-25-0067			
A 甲 0007	17-3-006-25-0068			
A 甲 0008	17-3-006-25-0069			
A 甲 0009	17-3-006-25-0070			
A 甲 0010	17-3-006-25-0071			
A 甲 0011	17-3-006-25-0072			
A 甲 0012	17-3-006-25-0073			
A 甲 0014	17-3-006-25-0074			
A 甲 0015	17-3-006-25-0075			
A 甲 0016	17-3-006-25-0076			
A 甲 0017	17-3-006-25-0077			
A 甲 0018	17-3-006-25-0078			
A 甲 0020	17-3-006-25-0079			

		C0001	17-3-006-25-0080
		C0002	17-3-006-25-0081
		C0003	17-3-006-25-0082
		C0004	17-3-006-25-0083
機械検査	機械検査	A 甲 0001	17-3-013-25-0028
		A 甲 0002	17-3-013-25-0029
		A 甲 0003	17-3-013-25-0030
		A 甲 0006	17-3-013-25-0031
		A 甲 0007	17-3-013-25-0032
		A 甲 0008	17-3-013-25-0033
		A 甲 0009	17-3-013-25-0034
		A 甲 0010	17-3-013-25-0035
		A 甲 0011	17-3-013-25-0036
		A 甲 0012	17-3-013-25-0037
		A 甲 0013	17-3-013-25-0038
		A 甲 0015	17-3-013-25-0039
		A 甲 0016	17-3-013-25-0040
		A 甲 0017	17-3-013-25-0041
		A 甲 0019	17-3-013-25-0042
		A 甲 0020	17-3-013-25-0043
		A 甲 0021	17-3-013-25-0044
		A 甲 0022	17-3-013-25-0045
		A 甲 0023	17-3-013-25-0046
		A 甲 0024	17-3-013-25-0047
		A 甲 0025	17-3-013-25-0048
		A 甲 0027	17-3-013-25-0049
		A 甲 0028	17-3-013-25-0050
		A 甲 0029	17-3-013-25-0051
		A 甲 0030	17-3-013-25-0052
		A 甲 0031	17-3-013-25-0053
		A 甲 0033	17-3-013-25-0054
		A 甲 0035	17-3-013-25-0055
		A 甲 0038	17-3-013-25-0056
		A 甲 0039	17-3-013-25-0057
		A 甲 0041	17-3-013-25-0058
A 甲 0042	17-3-013-25-0059		
A 甲 0049	17-3-013-25-0060		
A 甲 0052	17-3-013-25-0061		
A 甲 0057	17-3-013-25-0062		
A 甲 0058	17-3-013-25-0063		
A 甲 0061	17-3-013-25-0064		
A 甲 0065	17-3-013-25-0065		
A 甲 0068	17-3-013-25-0066		
A 甲 0075	17-3-013-25-0067		
A 甲 0076	17-3-013-25-0068		
A 甲 0079	17-3-013-25-0069		
A 甲 0080	17-3-013-25-0070		
A 甲 0085	17-3-013-25-0071		

		A 甲 0086	17-3-013-25-0072
		A 甲 0087	17-3-013-25-0073
		A 甲 0091	17-3-013-25-0074
		A 甲 0094	17-3-013-25-0075
		A 甲 0096	17-3-013-25-0076
		A 甲 0098	17-3-013-25-0077
		A 甲 0099	17-3-013-25-0078
		A 甲 0100	17-3-013-25-0079
		A 甲 0101	17-3-013-25-0080
		A 甲 0102	17-3-013-25-0081
		A 甲 0103	17-3-013-25-0082
		A 甲 0105	17-3-013-25-0083
		A 甲 0106	17-3-013-25-0084
		A 甲 0107	17-3-013-25-0085
		A 甲 0108	17-3-013-25-0086
		A 甲 0110	17-3-013-25-0087
		A 甲 0112	17-3-013-25-0088
		A 甲 0113	17-3-013-25-0089
		A 甲 0114	17-3-013-25-0090
		A 甲 0115	17-3-013-25-0091
		A 甲 0116	17-3-013-25-0092
		A 甲 0117	17-3-013-25-0093
		A 甲 0118	17-3-013-25-0094
		A 甲 0119	17-3-013-25-0095
		A 甲 0120	17-3-013-25-0096
		A 甲 0121	17-3-013-25-0097
		A 甲 0122	17-3-013-25-0098
		A 甲 0124	17-3-013-25-0099
		C0001	17-3-013-25-0100
		C0002	17-3-013-25-0101
		C0003	17-3-013-25-0102
		C0005	17-3-013-25-0103
		C0006	17-3-013-25-0104
		C0007	17-3-013-25-0105
電子機器組立て	電子機器組立て	A 甲 0003	17-3-015-25-0008
		A 甲 0004	17-3-015-25-0009
		A 甲 0005	17-3-015-25-0010
		A 甲 0006	17-3-015-25-0011
		A 甲 0007	17-3-015-25-0012
		A 甲 0008	17-3-015-25-0013
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て	A 甲 0001	17-3-016-25-0001
		A 甲 0002	17-3-016-25-0002
		A 甲 0005	17-3-016-25-0003
		C0001	17-3-016-25-0004
		C0002	17-3-016-25-0005
		C0003	17-3-016-25-0006
	シーケンス制御	A 甲 0001	17-3-016-25-0007
		A 甲 0003	17-3-016-25-0008

		A 甲 0008	17-3-016-25-0009
		A 甲 0009	17-3-016-25-0010
		A 甲 0010	17-3-016-25-0011
		A 甲 0012	17-3-016-25-0012
		A 甲 0014	17-3-016-25-0013
		A 甲 0016	17-3-016-25-0014
		A 甲 0017	17-3-016-25-0015
		A 甲 0018	17-3-016-25-0016
		A 甲 0019	17-3-016-25-0017
		A 甲 0020	17-3-016-25-0018
		A 甲 0021	17-3-016-25-0019
		C0002	17-3-016-25-0020
		C0004	17-3-016-25-0021
時計修理	時計修理	A 甲 0001	17-3-019-25-0001
		A 甲 0003	17-3-019-25-0002
		A 甲 0004	17-3-019-25-0003
		A 甲 0005	17-3-019-25-0004
		A 甲 0006	17-3-019-25-0005
		A 甲 0008	17-3-019-25-0006
		C0001	17-3-019-25-0007
内燃機関組立て	量産形内燃機関組立て	A 甲 0001	17-3-067-25-0001
		A 甲 0003	17-3-067-25-0002
		A 甲 0005	17-3-067-25-0003
		A 甲 0006	17-3-067-25-0004
		A 甲 0007	17-3-067-25-0005
		A 甲 0009	17-3-067-25-0006
		A 甲 0011	17-3-067-25-0007
		A 甲 0012	17-3-067-25-0008
		A 甲 0013	17-3-067-25-0009
		A 甲 0014	17-3-067-25-0010
		A 甲 0015	17-3-067-25-0011
		A 甲 0016	17-3-067-25-0012
		A 甲 0017	17-3-067-25-0013
		A 甲 0018	17-3-067-25-0014
		A 甲 0019	17-3-067-25-0015
		A 甲 0020	17-3-067-25-0016
		A 甲 0021	17-3-067-25-0017
		A 甲 0022	17-3-067-25-0018
		A 甲 0024	17-3-067-25-0019
		A 甲 0025	17-3-067-25-0020
		A 甲 0026	17-3-067-25-0021
		A 甲 0027	17-3-067-25-0022
		A 甲 0028	17-3-067-25-0023
		A 甲 0029	17-3-067-25-0024
		A 甲 0031	17-3-067-25-0025
		A 甲 0032	17-3-067-25-0026
		A 甲 0033	17-3-067-25-0027
		A 甲 0035	17-3-067-25-0028

		A 甲 0037	17-3-067-25-0029
		A 甲 0038	17-3-067-25-0030
		A 甲 0039	17-3-067-25-0031
		A 甲 0040	17-3-067-25-0032
		A 甲 0041	17-3-067-25-0033
		A 甲 0042	17-3-067-25-0034
		A 甲 0043	17-3-067-25-0035
		A 甲 0044	17-3-067-25-0036
		A 甲 0045	17-3-067-25-0037
		A 甲 0047	17-3-067-25-0038
		A 甲 0048	17-3-067-25-0039
		A 甲 0049	17-3-067-25-0040
		A 甲 0050	17-3-067-25-0041
		A 甲 0051	17-3-067-25-0042
		A 甲 0052	17-3-067-25-0043
		A 甲 0053	17-3-067-25-0044
		A 甲 0054	17-3-067-25-0045
		A 甲 0055	17-3-067-25-0046
		A 甲 0056	17-3-067-25-0047
		A 甲 0057	17-3-067-25-0048
		A 甲 0058	17-3-067-25-0049
		A 甲 0060	17-3-067-25-0050
		A 甲 0061	17-3-067-25-0051
		A 甲 0062	17-3-067-25-0052
		A 甲 0063	17-3-067-25-0053
		A 甲 0064	17-3-067-25-0054
		B0001	17-3-067-25-0055
		B0002	17-3-067-25-0056
		C0002	17-3-067-25-0057
		C0003	17-3-067-25-0058
プラスチック成形	射出成形	A 甲 0003	17-3-037-25-0001
		C0001	17-3-037-25-0002
建築大工	大工工事	A 甲 0001	17-3-038-25-0014
		A 甲 0002	17-3-038-25-0015
		A 甲 0004	17-3-038-25-0016
		A 甲 0007	17-3-038-25-0017
		A 甲 0008	17-3-038-25-0018
		A 甲 0009	17-3-038-25-0019
		A 甲 0013	17-3-038-25-0020
		A 甲 0014	17-3-038-25-0021
		C0001	17-3-038-25-0022
機械・プラント製図	機械製図手書き	A 甲 0004	17-3-052-25-0001
		A 甲 0006	17-3-052-25-0002
		A 甲 0013	17-3-052-25-0003
		A 甲 0019	17-3-052-25-0004
	機械製図CAD	A 甲 0005	17-3-052-25-0005
		A 甲 0006	17-3-052-25-0006
		A 甲 0009	17-3-052-25-0007

		A 甲 0010	17-3-052-25-0008
		A 甲 0011	17-3-052-25-0009
		A 甲 0017	17-3-052-25-0010
		A 甲 0018	17-3-052-25-0011
		A 甲 0024	17-3-052-25-0012
		B0001	17-3-052-25-0013
		B0002	17-3-052-25-0014
		C0001	17-3-052-25-0015
		C0002	17-3-052-25-0016
機械加工	フライス盤	D0001	17-3-006-25-0084

単一等級

検定職種	作業	受検番号	技能士番号
樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事	A 甲 0001	17-単-143-25-0001
		A 甲 0002	17-単-143-25-0002

健康福祉事務所告示

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第 5 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の指定居宅サービス事業者および同法第 53 条第 1 項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成 30 年 3 月 16 日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 寺 尾 敦 史

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
東近江市社会福祉協議会ヘルパーステーションハートピア	東近江市今崎町 21 番地 1	社会福祉法人東近江市社会福祉協議会 会長 宮部庄七	東近江市今崎町 21 番地 1	訪問介護 介護予防訪問介護	2570500021	平成 30. 3. 31

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第 6 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の指定居宅介護支援事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成 30 年 3 月 16 日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 寺 尾 敦 史

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	介護保険事業所番号	廃止年月日
東近江市社会福祉協議会ケアプランセンターゆうあいの家	東近江市永源寺高野町 437	社会福祉法人東近江市社会福祉協議会 会長 宮部庄七	東近江市今崎町 21 番地 1	2570500310	平成 30. 3. 31
東近江市社会福祉協議会ケアプランセンターせせらぎ	東近江市市子川原町 676 番地	社会福祉法人東近江市社会福祉協議会 会長 宮部庄七	東近江市今崎町 21 番地 1	2570500666	平成 30. 3. 31

県税事務所公告

軽油引取税免税証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

平成30年3月16日

滋賀県中部県税事務所長 松 宮 正 智

免税証の種類	用途	記号・番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
100 リットル券	農業	40590742	1	平成29.4.3 } 平成30.3.31	東近江市市子殿町295-1 滋賀蒲生町農業協同組合給油所	平成30.3.2
50 リットル券	農業	40600406	1	平成29.6.1 } 平成30.3.31	東近江市妹町169 湖東農業協同組合JA湖東給油所	平成30.3.2
100 リットル券	農業	40600407	1	平成29.6.1 } 平成30.3.31	東近江市妹町169 湖東農業協同組合JA湖東給油所	平成30.3.2
200 リットル券	農業	40600408	1	平成29.6.1 } 平成30.3.31	東近江市妹町169 湖東農業協同組合JA湖東給油所	平成30.3.2

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

平成30年3月16日

滋賀県中部県税事務所長 松 宮 正 智

業種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農業	滋賀県 第9213926号	平成30.3.31	東近江市下麻生町147 増田裕次	平成30.3.2
農業	滋賀県 第9234231号	平成30.3.31	東近江市小倉町1934 古川忠	平成30.3.2
農業	滋賀県 第9274399号	平成30.3.31	東近江市川合町1711 加藤喜一郎	平成30.3.2